

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十六年 四月 一日

目次

告示

岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程の一部改正

(農政課)

岐阜県水産研究所で使用する公印

(同)

訓令

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令

(農政課)

公示

岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分

(農政課)

告示

岐阜県告示第三百四十一号

岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程(昭和四十五年岐阜県告示第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

第四条の表黒毛和種種雄牛の精液の部後代検定が終了した黒毛和種種雄牛(以下「特別牛」という。)の項中「一、三三〇」を「一、三五〇」に改め、同部特別牛の中で優秀なもの(以下「特優牛」という。)の項中「一、九四〇」を「二、〇〇〇」に改め、同部特別牛又は特優牛以外のものの項中「八九〇」を「九二〇」に改め、同表体外受精卵の部中「七、四〇〇」を「七、六一〇」に改め、同表広域後代検定事業に係る共同利用種雄牛として県外利用される精液の部中「三、八八〇」を「三、九九〇」に改める。

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県告示第三百四十二号

岐阜県水産研究所で使用する公印を次のように定め、平成二十六年四月一日から使用する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影



書 体 てん書

大き さ 二十三ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県水産研究所長

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県農政企画会議等設置規程（昭和四十七年岐阜県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「農政課長」を「農政課技術総括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

公 示

岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分

岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程（昭和四十五年岐阜県告示第二百四十八号）第五条の規定により特別牛及び特優牛に該当する黒毛和種種雄牛区分を次のとおり公示する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

特 優 牛	護熙王、安晴王、羅威傳王、景清三一、糸福一七一の八、真福、清優福、天晴白清、利優福、広景福、光安王、光糸福、飛驒白真弓、平春王、谷白清、泉安福、白治郎、慶平福、飛驒國、大景福、桜景平、清峰大地、神白幸、景幸福、福糸桜王、勝一郎、飛驒之匠、若光清八五、永光清、花安鶴及び花清勝
特 別 牛	飛驒白清、光平福、白清八五の三及び花清國

平成二十六年四月一日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社